

社会福祉法人 いたみ杉の子

虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会設置規程

(施行：2022年4月1日)

(定義)

第1条 この規程は、社会福祉法人いたみ杉の子（以下、「法人」という。）における虐待防止のための対策及び職員周知並びに利用者の身体拘束等の適正化を検討するための虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）の設置することについて定めるものとする。

(兼務)

第2条 委員会は、法人が実施する施設、事業所の運営規程に定める虐待防止のための委員会を兼ねる。

(関係法令)

第3条 委員会は、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等の法律（平成24年10月1日施行）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成25年4月1日施行）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日）」等の関連法とあいまって設置するものとする。

(委員会の責務)

第4条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 法人が行う虐待防止のための計画づくり
- (2) 虐待防止のチェックとモニタリング
- (3) 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討
- (4) 法人における身体拘束等の適正化の推進
- (5) その他、利用者の人権、虐待に関わる事項

(委員会の構成、選出、任期)

第5条 委員会は、次の者をもって構成し、法人理事長が委嘱する。なお、委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。また、委員の任期中の退任があった場合、後任の委員は前任者の任期を引き継ぐものとする。

- (1) 法人における虐待防止管理者
- (2) 法人各事業所における虐待防止マネージャーもしくはサービス管理責任者
- (3) 法人が委嘱している苦情解決第三者委員
- (4) 法人が行う事業の利用者もしくは家族
- (5) 法人役員
- (6) 法人管理職
- (7) 医師、看護師、弁護士等の専門職
- (8) その他、関係者

(委員の役割)

第6条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、法人理事長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長に事故がある時又は欠けた時に委員長に代わり会務を務める。
- 4 委員会は必要がある時は、当事者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の開催)

第7条 委員会は年2回以上開催する。なお、検討事案等が生じた場合は、委員長は、必要に応じて委員

会を招集し開催することができる。

(議決)

第8条 委員会において、議決を要する場合は、原則として委員全員の一致をもって議決するものとする。但し、議論を尽くしても全員一致に至らない時は、委員の過半数の同意により、決することができる。

(意見具申)

第9条 委員会は、委員会の議決により、法人に対して虐待防止等に関する意見具申を行うことができる。

2 法人は、委員会からの意見具申を受理した場合、理事会に報告するとともにその対応策を講じるものとする。

(守秘義務)

第10条 委員は、委員会に出席し、知り得た個人情報等が外部に漏洩してはならない。なお、この守秘義務は委員解任後も継続するものとする。

(事務局)

第11条 当委員会の事務局は、法人本部事務局が担当する。

(議事録の作成及び保管)

第12条 委員会は、委員会開催ごとに議事録を作成するものとする。なお、議事録は事務局が作成し、委員長並びに副委員長の合議のもと3年間保存する。

以上